

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年5月20日

企画振興部市町村課長

1 業務の概要

(1) 業務名 長野県知事選挙及び長野県議会議員補欠選挙臨時啓発業務

(2) 業務の目的

令和8年8月9日執行予定の長野県知事選挙及び長野県議会議員補欠選挙において、ポスターやテレビスポットCM等の啓発事業を統一したコンセプトで実施することにより、広く投票日の周知を行うとともに、若年層を含めた多くの有権者に投票参加してもらえるよう効果的な啓発を行うことを目的とします。

(3) 業務内容

- ① ポスター制作
- ② テレビ・ラジオスポットCM制作
- ③ データ制作
- ④ 若者向けCM動画制作
- ⑤ テレビ・ラジオスポットCM放送及び外映像広告
- ⑥ 映画館幕間広告
- ⑦ 交通広告
- ⑧ インターネットを活用した広告

(4) 仕様等

別添「長野県知事選挙及び長野県議会議員補欠選挙臨時啓発業務 仕様書（案）」のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 企画提案の考え方、コンセプト
- ② ポスターのデザイン等
- ③ テレビ・ラジオスポットCM、若者向けCM動画の構成、内容等
- ④ インターネットを活用した広告の内容等
- ⑤ 事業に要する経費、事業実施体制、事業スケジュール等

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限（今後決定される選挙日程等により変更する場合があります。）

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ① ポスター制作 | 契約日から令和8年7月16日まで |
| ② テレビ・ラジオスポットCM制作 | 契約日から令和8年7月16日まで |
| ③ データ制作 | 契約日から令和8年6月25日まで |
| ④ 若者向けCM動画制作 | 契約日から令和8年8月9日まで |
| ⑤ テレビ・ラジオスポットCM放送
及び外映像広告 | 令和8年7月23日から8月9日まで |
| ⑥ 映画館幕間広告 | 令和8年7月23日から8月8日まで |
| ⑦ 交通広告 | 令和8年7月23日から8月9日まで |
| ⑧ インターネットを活用した広告 | 令和8年7月23日から8月9日まで |

(8) 費用の上限額

12,100,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) ポスター制作、テレビ・ラジオスポットCM制作について、過去5年以内に同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 契約後、長野県庁で行う打合せに参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表及び附表2による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

① 同種又は類似の業務の実績

② 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画振興部市町村課選挙係 (担当) 湯田、羽根

電話 026-235-7069 (直通) F A X 026-232-2557

メール senkan@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年5月26日(火)(土曜日、日曜日及び休日は除く^{*}。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで。)

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日という。以下同じ。

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに市町村課選挙係に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により市町村課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により市町村課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期限 令和8年5月29日(金)
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 市町村課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年6月1日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表(構成例)及び附表2(経費見積書)による。

ア A4版(縦・横自由)の任意様式(A3折りたたみ可)

イ 別添「仕様書(案)」に留意すること。

ウ 企画提案書は、1者1提案とする。

エ 会社概要又はパンフレット(写し可)を添付すること。

(3) 企画書記載上の留意事項

① 企画書は、ポスター制作、テレビ・ラジオスポットCM制作、若者向けCM動画制作、インターネットを活用した広告について作成してください。なお、イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現とし、おおむね様式8号附表の項目順に従って記載してください。

② 別添「仕様書(案)」に示す内容を反映させるとともに、(6)の選定基準を参考としてください。

③ 企画提案の内容は、公正・公平な選挙啓発イメージを損なわないものとし、公職にある者、立候補予定者及び特定政党等を連想させるような人物、文言、象形、色彩、記号等は使用しないようにしてください。

④ 企画提案書と同時に、仕上がりが見えるB2判縦型のポスターを提出してください。

⑤ 経費見積書には、選挙ごと、上記1(3)業務内容に記載したすべての業務について、個別に記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

⑥ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付期限 5(2)に同じ。

③ 受付方法 5(4)に同じ。

④ 回答方法

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては、

FAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年6月5日（金）午後1時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし5日（金）のみ午後1時までとする）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 8部（原本1部、写し7部）
- ④ 提出方法 持参とします。

(6) 企画提案の選定基準

委託契約候補者の選定に当たっては、「令和8年度長野県知事選挙及び長野県議会議員補欠選挙臨時啓発業務企画提案評価会」（以下「企画提案評価会」という。）が、本実施公告及び仕様書（案）で定める条件等を満たしていることを前提として、別添「選定基準」に定める観点で審査を行います。

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。ただし、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
なお、評価点の最も高い者が同点で2者以上ある場合は、企画提案評価会の協議により候補者と次点者を選定します。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
ア 日程及び場所 令和8年6月9日（火） 長野県庁での開催予定
イ 所要時間等
プレゼンテーション：10分以内、構成員による質疑：約5分
※プレゼンテーションの順番はくじにより決定することとし、上記6の企画提案書提出時にくじを引いていただきます。なお、各社の開始予定時刻については企画提案書（様式第8号）記載の担当者連絡先宛に別途連絡します。
- ④ プレゼンテーションは提出していただいた上記6の企画提案書により行っていただきますが、パソコン等（パワーポイントによる説明やCM動画の上映など）を利用することも可とします。利用する場合は、企画提案書提出時にその旨を申し出るとともに、当日はパソコンを持参してください。（スクリーン・プロジェクターはこちらが用意します。）
- ⑤ 企画提案の内容について、明らかに公正・公平性を欠くものは、その提案を審査対象外とすることがあります。その場合は、事前に提出者に連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により市町村課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により市町村課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、市町村課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により市町村課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「委託契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により市町村課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、市町村課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画振興部市町村課選挙係 (担当) 湯田、羽根

電 話 026-235-7069 (直通) F A X 026-232-2557

メール senkan@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 委託業者決定後、業務委託契約の期間中、仮に衆議院の解散により衆議院議員総選挙となった場合は、これにかかる業務を追加等し、変更契約又は別途随意契約を行う可能性があります。